

# 7 労働争議

## 争議件数は268件で過去最少 一厚労省調査

厚生労働省は8月6日、令和元(2019)年「労働争議統計調査」結果を発表した。それによると、2019年の労働争議の件数は268件と、比較可能な昭和32(1957)年以降、最も少なくなることが明らかとなった。

調査は、国内における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにすることを目的として、毎年実施しているもの。対象は、全国の全産業で、労働組合または労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実発生したもの、またはその解決のために第三者が関与したもの。2019年1月から12月までの各月について、月初めから月末までの1カ月間を調査期間とし、この期間内に発生または前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調べた。

### 約1万7,000人が争議行為を実施

労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた全ての労働争議(以下、総争議)の件数は、268件(2018年320件)だった。前年に比べ、52件(16.3%)の減少となっている。

また、争議行為参加の有無にかかわらず、労働争議の発生から解決に至るまでの期間中における労働組合または労働者の団体の最大員数(以下、総参加人員)は、10万5,340人(同10万3,342人)だった。前年に比べ、1,998人(1.9%)の増加となっている。

このうち、争議行為を伴う争議の件数は49件(同58件)、総参加人員は5万7,345人(同5万1,038人)となり、前年に比べ、件数は9件(15.5%)減少、総参加人員は6,307人(12.4%)

増加した。総参加人員のうち、実際に争議行為を行った実人員(以下、「行為参加人員」)は1万7,763人(同1万59人)となり、前年に比べ、7,704人(76.6%)の増加となった。

### 同盟罷業の参加人数は大幅に増加

争議行為を伴う争議を行為形態別に見ると、ほとんどが労働組合または労働者の団体が一時的に作業を停止する「同盟罷業」となっている。

このうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の半分以上である「半日以上同盟罷業」の件数は27件(2018年26件)、行為参加人員は5,345人(同955人)だった。前年に比べ、件数は1件(3.8%)増加、行為参加人員は4,390人(459.7%)増加している。労働者が実際に半日以上同盟罷業に参加したことにより労働に従事しなかった延べ日数(以下、「労働損失日数」)も1万1,002日(同1,477日)となっており、前年に比べ、9,525日(644.9%)の増加となった。

一方、作業停止時間が1日の所定労働時間の半日未満である「半日未満同盟罷業」の件数は33件(同42件)、行為参加人員は1万1,609人(同9,260人)だった。前年に比べ、件数は9件(21.4%)減少、行為参加人員は2,349人(25.4%)増加している。

争議行為を伴う争議を産業別に見ると、件数は「医療、福祉」が12件と最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が10件、「製造業」が9件の順となった。行為参加人員は「医療、福祉」が6,523人と最も多く、以下「運輸業、郵便業」が5,919人、「電気・ガス・熱供給・

水道業」が2,819人となった。労働損失日数は「運輸業、郵便業」が7,199日と突出して多く、次いで「卸売業、小売業」が3,185日となった。

### 約5割が賃金に関する事項を要求

総争議の件数を要求事項別(複数回答、主要要求事項を二つまで集計)に見ると、「賃金」に関する事項が127件(2018年162件)と最も多く、総争議件数の47.4%を占めた。次いで「組合保障及び労働協約」に関する事項が97件(同88件)、「経営・雇用・人事」に関する事項が86件(同117件)となっている。

総争議の件数268件のうち、2019年中に「解決または解決扱い」になった件数は208件(2018年255件)であり、総争議件数の77.6%となった。

解決方法別に見ると、「労使直接交渉による解決」が45件(同34件)、「第三者関与による解決」が62件(同83件)、「その他(解決扱い)」が101件(同138件)となっている。なお、「第三者関与による解決」の内訳を見ると、労働委員会関与の「あっせん」が59件と最も多く、解決または解決扱いとなった件数の28.4%となった。

労働争議の解決状況を、争議発生から解決に至るまでの日数(労働争議継続期間)で見ると、「91日以上」が66件(2018年62件)と最も多く、解決件数の31.7%を占めた。次いで、「30日以内」が53件(同75件)、「31日～60日」が47件(同68件)となっている。

(調査部)